制定　平成２８年４月１日

ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程

第１条（目的）

この規程は、保健医療福祉情報セキュアネットワーク基盤普及促進コンソーシアム（略称：HEASNET、以下「本会」という）が開催する会合（以下「会合」という）において、独占禁止法（私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律：法律第五十四号）を十分に尊重し、これを遵守するための運用に関する事項を定める。

第２条（適用範囲）

本会が開催するすべての会合とする。

第３条（会合における規制）

出席者は、会合中はもとより会合の開始前および終了後においても、以下を話題としてはならない。ただし、既に公表されているものはこの限りではない。

（１）会員が取引上取り扱う価格等に関する次のもの。

具体的価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等

（２）会員が取引上取り扱う数量等に関する次のもの。

市場占有率、製品の販売もしくはマーケティングに関する計画地域等

（３）会員の販売先制限、販売地域制限、販売時期制限、生産機種制限等。

（４）会員の設備の新増設又は廃棄等。

（５）その他競争法で禁止されている事項。

第４条（コンプライアンス体制と役割分担）

本会のコンプライアンス体制と役割分担は、別紙１に定める。

第５条（運営）

会合の開催通知には、規程第３条各号を話題にしてはならない旨を記載する。

２　第２条に定める会合で会議等の運営は以下に従う。

（１）本会の役職者または会議等の議事進行等運営を司る者（以下「議長等」という）は、開会に先立ち、「当会合では規程上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を宣言するとともに、かかる宣言をしたことを実施報告書等に記載する。

（２）議長等は、会議等の議題および配布された資料の中に規程上問題となるおそれのある記載を発見した場合には、ただちに当該資料を回収し、回収理由を実施報告書等に記載する。

（３）議長等は、規程上問題となるおそれのある話題が生じた場合には、発言者に注意して発言を制止する。発言を止めないときには発言者に退席を命じ、退席しない場合は当該会議等を終了させ、終了事由を実施報告書等に記載する。

３　第２条に定める会合で、懇親会等の運用は以下に従う。

（１）主催者または進行役は、開会に先立ち「当会合では規程上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を宣言する。

（２）主催者等は、規程上問題となるおそれのある話題が生じた場合には、発言者に注意し、発言を制止する。発言を止めないときには発言者に退席を命じ、退席しない場合は当該会合を終了させ、終了事由を実施報告書等に記載する。

第６条（監査）

コンプライアンス活動状況を把握し確認するため、委員会等毎に会合の実施状況を年２回監査報告書（別紙３）に纏め、監査報告書を事務局へ提出する。事務局は、監査報告書を監査総括表（別紙４）に纏め、監査報告書と共にコンプライアンス委員会へ提出する。

２ 監査報告書および総括表は、コンプライアンス委員会の指示の基に、以下に従い作成する。

（１）会合毎に実施責任者が自己チェック表（別紙２）を確認し、実施報告書等へ記載し署名又は押印する。

（２）監査報告書は、実施結果を基に委員会等の実施責任者が記載し、年２回事務局へ提出する。

（３）監査総括表は、事務局が記載する。監査報告書に改善点及び問題点がある場合は監査総括表に必要な措置内容を記載し、コンプライアンス委員会へ提出する。

（４）コンプライアンス委員会は、監査報告書及び監査総括表を基に審議し承認する。

（５）是正措置が有る場合は、事務局が是正措置内容を組織内へ展開し徹底を図る。

３ 監査報告書の提出時期は、コンプライアンス委員会が年度毎に設定する。

４ コンプライアンス委員会での審議結果と必要な是正措置状況を総会・役員会に報告し承認を得る。

附則

１．この規程は適宜改定を行い、本会に適したコンプライアンス内容として確立する。

２．この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

別紙１

１．ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス体制
　　コンプライアンス活動は、下記の様に既存の活動体制に新たに委員会を設置し活動する。

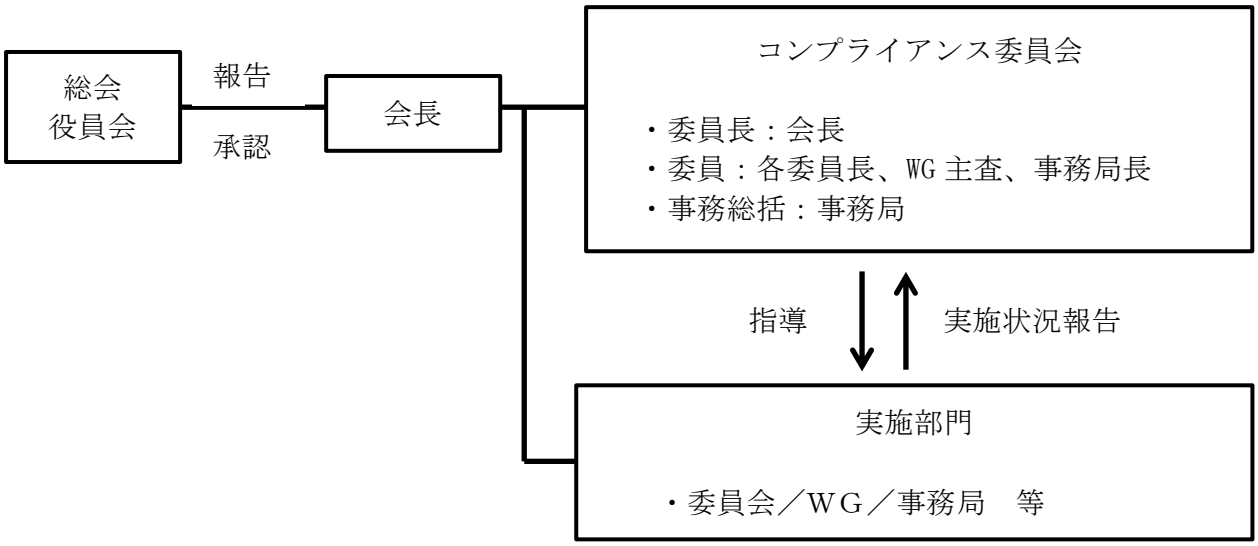

２．役割分担
（１）コンプライアンス委員会
①規程類、ルール等の文書作成・改訂の統括
②コンプライアンス実施計画全般の遂行統括
③コンプライアンス事項に関する審議

（２）実施部門
①コンプライアンスに関する啓発と遂行統括
②コンプライアンスに関する実施内容の報告・相談対応
③会合毎に、コンプライアンス規程に反する行為の有無を実施報告書等に記載
④実施報告書等を基に監査報告書を作成し事務局へ提出

（３）事務局
①コンプライアンスに関する報告・相談対応
②各部門との調整・連絡
③監査報告書の集約及び総括表作成

別紙２

「HEASNETコンプライアンス」自己チェック表

下記のチェック項目に反する行為がなかったことを確認し、実施報告書等に記載し実施責任者の署名又は押印を残すこと。
※実施報告書として、議事録や会議費の出金伝票等での代替えも可能とする。

種別	チェック項目
会議等・懇親会等	**「会議等」、「懇親会等」への出席者は、以下の①～⑤項を話題にしていないか？**
	①会員各社が取引上において取り扱う価格などに関すること （具体的価格・価格変更・価格差・値引き・クレジット条件・コスト等）
	②会員各社が取引上取り扱う数量等に関すること （市場占有率、製品の販売若しくはマーケティングに関する計画地域等）
	③会員各社の販売先制限、販売地域制限、販売時期制限、生産機種制限等の申し合わせ
	④会員各社の設備の新増設又は廃棄等の申し合わせ
	⑤その他独占禁止法で禁止されている行為
	⑥「会議等」、「懇親会等」の開催通知には、「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反してはならない旨を記載しているか
	「会議等」では、次の事項に従って運営しているか？
	①議長等は、開会に先立ち、「当会合ではＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を宣言し、宣言したことを議事録に記載
	②議長等は、会議の議題および配布資料に「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反する記載文書等を発見した場合は、ただちに当該資料を回収し、回収理由を議事録に記載
	③議長等は、「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反する話題が生じた場合は、発言者に注意して発言を制止する。発言を止めないときには発言者に退室を命じ、退室しない場合は当該会合終了させ、終了事由を議事録に記載
	懇親会等の運用は、次の事項にしたがって運営しているか？
	①主催者または進行役は、開会に先立ち「当会合ではＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を宣言
	②「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反する話題が生じた場合には、発言者に注意し、発言を制止する。発言を止めないときには発言者に退席を命じ、退席しない場合は当該会合を終了させ、終了事由を実施記録等に記載

別紙３

「HEASNETコンプライアンス」監査報告書

委員会等名称	報告対象期間	会議数	懇親会数	合計	作成者	作成日
	年　月　日　～　年　月　日			0	印	

種別	監査項目	評価	件数
会議等・懇親会等	**会合の出席者は以下の事項を話題にしていないか**		
	①会員各社が取引上において取り扱う価格等に関すること （具体的価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等）	A	
		B	
	②会員各社が取引上取り扱う数量等に関すること （市場占有率、製品の販売若しくはマーケティングに関する計画地域等）	A	
		B	
	③会員各社の販売先制限、販売地域制限、販売時期制限、生産機種制限等の申し合わせ	A	
		B	
	④会員各社の設備の新増設又は廃棄等の申し合わせ	A	
		B	
	⑤その他独占禁止法で禁止されている行為	A	
		B	
	⑥会議等、懇親会等の開催通知には、「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反する項目を話題にしてはならない旨を記載しているか	A	
		B	
	会議等では、次の事項に従って運営しているか		
	①議長等は、開会に先立ち、「当会合ではＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程に反する話題を話し合わない」旨を宣言するとともに、かかる宣言をしたことを議事録に記載	A	
		B	
	②議長等は、会議の議題および配布された資料の中に「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反するおそれのある記載を発見した場合は、ただちに当該資料を回収し、回収理由を議事録に記載	A	
		B	
	③議長等は、「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反するおそれのある話題が生じた場合は、発言者に注意して発言を制止する。発言を止めないときには発言者に退室を命じ、退室しない場合は当該会合終了させ、終了事由を議事録に記載	A	
		B	
	懇親会等の運用は、次の事項にしたがって運営しているか		
	①主催者または進行役は、開会に先立ち「当会合ではＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を宣言	A	
		B	
	②「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反する話題が生じた場合には、発言者に注意し、発言を制止する。発言を止めないときには発言者に退席を命じ、退席しない場合は当該会合を終了させ、終了事由を実施記録等に記載	A	
		B	
総　括		A	0
		B	0

※１　評価項目：（A：該当無、B：該当有）
※２　是正措置報告
　　評価Bに該当する「会議等・懇親会等」に対しては、個別の是正措置内容を作成し添付すること。

別紙４

「HEASNETコンプライアンス」監査総括表

	報告対象期間	会議数	懇親会数	合計	作成者	作成日
	年　月　日　～　年　月　日			0	印	

種別	監査項目	評価	件数
会議等・懇親会等	**会合の出席者は以下の事項を話題にしていないか**		
	①会員各社が取引上において取り扱う価格等に関すること （具体的価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等）	A	
		B	
	②会員各社が取引上取り扱う数量等に関すること （市場占有率、製品の販売若しくはマーケティングに関する計画地域等）	A	
		B	
	③会員各社の販売先制限、販売地域制限、販売時期制限、生産機種制限等の申し合わせ	A	
		B	
	④会員各社の設備の新増設又は廃棄等の申し合わせ	A	
		B	
	⑤その他独占禁止法で禁止されている行為	A	
		B	
	⑥会議等、懇親会等の開催通知には、「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反する項目を話題にしてはならない旨を記載しているか	A	
		B	
	会議等では、次の事項に従って運営しているか		
	①議長等は、開会に先立ち、「当会合ではＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程に反する話題を話し合わない」旨を宣言するとともに、かかる宣言をしたことを議事録に記載	A	
		B	
	②議長等は、会議の議題および配布された資料の中に「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反するおそれのある記載を発見した場合は、ただちに当該資料を回収し、回収理由を議事録に記載	A	
		B	
	③議長等は、「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反するおそれのある話題が生じた場合は、発言者に注意して発言を制止する。発言を止めないときには発言者に退室を命じ、退室しない場合は当該会合終了させ、終了事由を議事録に記載	A	
		B	
	懇親会等の運用は、次の事項にしたがって運営しているか		
	①主催者または進行役は、開会に先立ち「当会合ではＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を宣言	A	
		B	
	②「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス規程」に反する話題が生じた場合には、発言者に注意し、発言を制止する。発言を止めないときには発言者に退席を命じ、退席しない場合は当該会合を終了させ、終了事由を実施記録等に記載	A	
		B	
総　括		A	0
		B	0

※１　評価項目：（A：該当無、B：該当有）
※２　是正措置報告
　　今回発生した是正措置と以前に発生した是正措置への対応状況を作成し添付すること。

別紙５
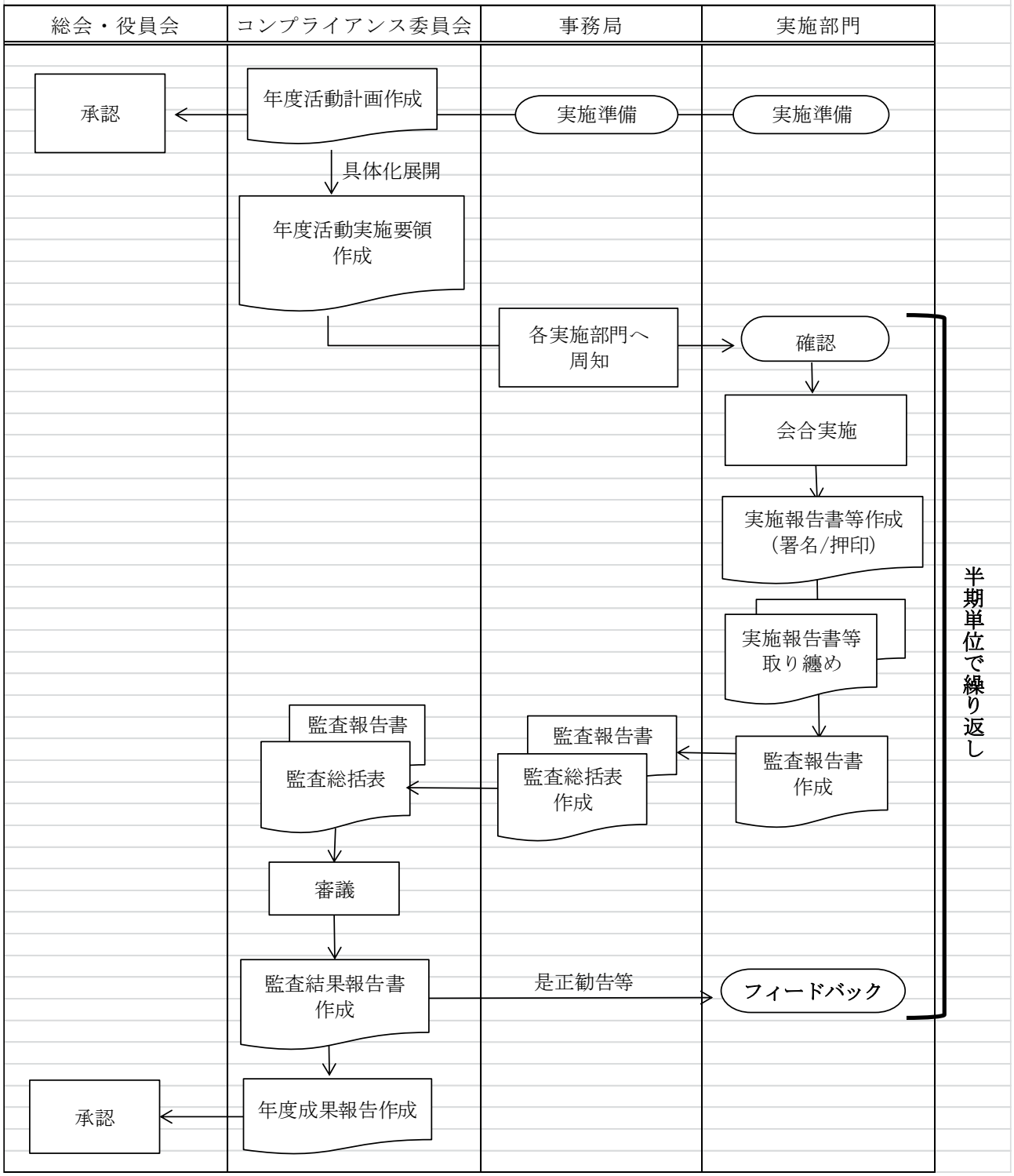
「ＨＥＡＳＮＥＴコンプライアンス」監査手順表